

裁判長認印

## 第22回口頭弁論調書

|             |                                                |
|-------------|------------------------------------------------|
| 事 件 の 表 示   | 令和元年（ワ）第172号、令和3年（ワ）第181号<br>令和5年（ワ）第290号      |
| 期 日         | 令和7年7月14日午後3時00分                               |
| 場所及び公開の有無等  | 富山地方裁判所民事部法廷で公開                                |
| 裁 判 長 裁 判 官 | 矢 口 俊 哉                                        |
| 裁 判 官       | 古 庄 順                                          |
| 裁 判 官       | 相 島 圭 介                                        |
| 裁 判 所 書 記 官 | 田 所 和 征                                        |
| 出頭した当事者等    | 別紙1「出頭当事者表」記載のとおり                              |
| 指 定 期 日     | 令和7年7月14日午後4時35分 進行協議<br>令和7年9月1日午後1時30分 （既指定） |
|             | 弁 論 の 要 領 等                                    |

被告ら及び補助参加人

- 1 準備書面（14）陳述
- 2 被告塩谷誓司に対する訴えの取下げに同意する。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 田所和征

事件の表示 令和元年（ワ）第172号、令和3年（ワ）第181号、  
令和5年（ワ）第290号

## 22 本人調書

（この調書は、第~~22~~回口頭弁論調書と一体となるものである。）裁判所書記官印

期 日 令和7年7月14日午後3時00分

氏 名 和田 廣 治

宣誓その他の状況

裁判官は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読みあげさせてその誓いをさせた。

---

### 陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以 上

原告代理人坂本

それでは、まず、最初に和田さんの陳述書、甲234号証の1ページ目を示します。

甲第234号証を示す

この陳述書に、はんこが押してありますね。

はい。

このはんこは誰のはんこですか。

これは私のはんこです。

誰が押しましたか。

私が押しました。

この陳述書は、どのようにして作ったものですか。作成した手段は。

これは私が自分でパソコン打って、このとおり作成して押印したものです。

この甲234号証について、何か訂正するところがありますか。

はい。1か所誤字がありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

どんなところでしょう。

.....。

お忘れならば。

私のところにあったのだと。

12ページじゃなかったですかね。

日付の間違いなんです、12ページ目の5のところの、そして、という段ですね。翌5月14日の北日本新聞というふうに書きましたが、これは翌5月15日の北日本新聞の誤りでありましたので、訂正をお願いいたします。

それ以外に間違ったところってありますか。

ありません。

内容は正しいということですね。

はい。

次にもう一つ、甲241号証の陳述書の1ページ目を示します。

甲第241号証を示す

陳述書（2）ですね。

はい。

ここにもはんこが押してありますね。

はい。

これは誰のはんこですか。

これは私のはんこです。

誰が押したのですか。

私が押しました。

これはどのような手段で作ったのですか。

これも私が自分で原稿を作って、パソコンで打って、それで押印した  
ものであります。

内容に間違いはどこにありますか。

これはありません。

そしたら、和田さんがこの原発の差止め訴訟に関わるようになった流れとい  
いますか、そういったことをちょっと簡単に聞いていますね。和田さんは大  
学を卒業したのは何年ですか。

私は1975年の3月に卒業しました。

その頃、原発に対する自分の考えは、どのようなものでしたか。

その当時は、原発は科学技術の進んだものであると、安全なものであ  
るというふうに思っていました。

その後、原発のことを学んだというふうに陳述書に書いてありましたね。

はい。

学んだ結果、原発について、どのように思うようになりましたか。

原発は危険だと思うようになりました。

どのようなところが危険だと思いますか。

思うようになったきっかけは、1979年3月28日のアメリカのスリーマイル島原発の炉心溶融事故ですが、そこで初めて原発は危険なものだということを知りました。その後、様々な本とかを読んでうちに、やはりこれは危ないものだというふうに思うようになりました。

その後、1986年ですかね。チェルノブイリの事故がありましたね。そのチェルノブイリの事故を見て、和田さんはどのようなことを思いましたか。

スリーマイル島原発の事故っていうのは、原発の敷地内で完結した炉心溶融事故でした。しかし、当時のソ連のチェルノブイリ原発の爆発事故っていうのは、原発の敷地をはるかに超えて、地球全体に放射性物質が飛び散った。そして、数百キロメートルに及ぶ広範囲の高濃度の放射能汚染が実際に起きたということを、まざまざと思い知らされました。

チェルノブイリの事故の収束のために、たくさんの労働者が働いたっていうのを見ましたか。

記録映画でとか、ニュース映像で、原発から飛び散った放射性物質の塊とか、あるいは、がれきなどを、多数の作業員、あるいは軍隊の人たちや消防の人たちが、鉛のベストを着て、それだけで作業に当たってる姿を見て、本当に驚きました。そして、その人たちが急性の放射線障害でどんどん亡くなっていくというニュースも知りました。

そういうのを見て、和田さんはこの原発については、どのように考えたんですか。

私たちは他人が命を落としたり、他人が健康を害してまで作っているものを享受して生きるのは、間違いだと思いました。これだけ多くの人たちが作業をしながら亡くなっていく、あるいは、広範囲に飛び散った放射性物質によって食品が汚染されて、そして、多くの人たち、そして、子どもたちが、がんで亡くなってくという現実を見たときに、このような危険な放射性物質の放出を伴う原子力発電所っていうのは、いかに危険なのかっていうことを強く思いました。

あなたは今、原発を止めたいというふうに思っておられるんですね。

はい、そうです。

志賀原発の再稼働も止めたいと思っておられるんですか。

はい、思ってます。

あなたは北陸電力の株主ですね。

はい、そうです。

株主として、この原発を止めたい、志賀原発を止めたいと思ってるのは、なぜですか。

原発が一旦、事故を起こすと、先ほど申し上げましたように、非常に広範囲に放射性物質が飛び散って、その事故収束に当たる作業員とか、あるいは、多くの業務に従事する働く人たちの健康が失われたり、あるいは、損なわれるということ。それから、食品汚染とか環境汚染によって、多くの人たちが放射能によって苦しむということを、私はやっぱり株主として認めることはできない、そんな思いで今、株主になっております。

株主として住民の人に迷惑を掛けたくないという思いは分かりました。それ以外、何か株主としての思いっていうのはありますか。

はい。もう一つは、株主になって、強く思ったんですが、私からすれば北陸電力っていうのは、小さい頃からヒーローでありました。私の

生まれ育った、今は富山市になっていますが、細入村片掛という場所には、神通川の第一ダムがあります。このダムによって、私たちは電気を作ってもらって、その電気で享受する。そして、同時に私的なことです。そのダムを建設するに当たって、私の両親は、いわゆる、作業場の食事を作るときに、豆腐が必要だということで、豆腐屋を始めました。私は正に北陸電力のダム建設工事のおかげで育った人間です。それともう一つは、昔はよく停電がありました。そのときにすぐに直していく、そういう北陸電力っていうのは、私にとってはヒーローでありました。そのヒーローが間違っただけをすることは、やっぱり良くない。そういう思いで株主として物を言うことになりました。

少し話、変えますね。過去に遡ります。志賀原発については、1980年代とか90年代に差止め訴訟がありましたね。

はい。

1号機、2号機、両方について、差止めの訴訟があったのでしょうか。

はい、そうです。

1号機の提訴がいつだったかっていうのは、知ってますか。

はい。1988年12月1日です。

その1号機の差止めについて、和田さん自身は何か関与されましたか。

はい。私も関与しました。

どんな形で。

原告になりました。

2号機の提訴は、いつだったのでしょうか。

2号機の提訴は1999年の8月31日です。

2号機の差止めについても、和田さんは原告になったのでしょうか。

はい。私も原告になりました。

その当時から訴訟に関わっておられたんですね。

はい、そうです。

今度、少し話、変えまして、今回、被告に金井豊さん、会長さんね。が、被告になってますね。そのことについて、ちょっとお伺いしますね。これまで原告としては、志賀原発の事故の危険性、主張、立証してきました。被告らの取締役の中に、そういう事故の危険とか、このプラントの危険性とか、科学的、技術的な事故について、そういう知識、経験を持ってる人っているのでしょうか。

はい。いるはずです。

どなたですか。

現在は金井豊さんです。

どうして金井豊さんが、そのような知識、経験を持ってるって言えるのでしょうか。

金井豊さんの、現在は会長ですが、金井豊会長の経歴を調べたところ、原子力の専門家であったということが分かりました。

どんな経歴だったのでしょうか。

これは北陸電力が株主総会のたびに、株主に対して出している招集御通知の中に、取締役の経歴が書いてあります。その経歴を見てましたら、金井豊氏は2010年から取締役にとなっておりますが、その際の経歴を見ても、北陸電力原子力部長から取締役にになったということが明記されております。

ほかにも何か外部の資料で経歴って分かりませんでしたか。

ほかにも何かないかなと思って探してみたら、北陸先端科学技術大学院大学の会報のようなホームページの中に、金井豊会長の経歴が書いてありました。

それをこの訴訟で証拠に出していますね。

はい、出しました。

第240号証を示す

これが和田さんが見つけたものですね。

はい、そうです。

この1ページ目の真ん中よりちょっと下のほうに金井豊っていう大きな字が書いてあって、その下に経歴が書いてありますね。

はい、そうです。

東京大学の工学部って書いてありますね。

はい、そうです。

2ページ目に行きまして、2ページ目のここですね。真ん中よりちょっと上、写真よりちょっと上のところに、金井と書いた金井さんの発言がありますね。

はい。

この中に金井さんの経歴が書いてあると。

はい。

そうですね。

そうです。

ここに、原子力の仕事を入社して、すぐ希望したというふうなことが書いてあるんですね。

はい、そうです。

今見ていただいた資料とか、証言、しゃべっていただいたこと以外に金井さんが原発についての知識を持ってるってことを示す、別のエピソードってないですか。

はい、あります。

どんなエピソードですか。

先ほど申し上げました。志賀原子力発電所1号機の差止め訴訟の、これは金沢地裁ですが、控訴審の審理の中で、金井豊氏が会社側の証人

として尋問を受けたことがありました。

そのことは、あなたは陳述書の別紙として資料を付けてますね。

はい、そうです。

甲 2 3 4 号証の 7 1 ページ別紙 2 4 を示します。

第 2 3 4 号証を示す

原告団ニュースですね。

はい、そうです。

これは 1 9 9 6 年に作られた資料ですね。

はい。

ここに、本文の一番最初の 2 行目に、金井豊北電原子力計画課長が証人に立  
ったと書いてありますね。

はい、そうです。

この本文の 1 段目の 2 段落ですね。特にの段落で、再循環ポンプ 1 台が停止  
したというようなことが書いてありますね。

はい。

このとき、何かそんなような事故が起きたんでしょうか。

はい、志賀原発が運転中に 2 機ある再循環ポンプの 1 機が原因不明で  
停止したにもかかわらず、志賀原発では運転を継続したというトラブ  
ルがありました。

それに関する証言を金井さんがされたんですね。

そうです。

再循環ポンプについて、ちょっと聞きますね。

第 5 6 号証を示す

2 1 ページです。大丈夫でしょうか。原発の図が書いてあるところですね。

よろしいですかね。この中で再循環ポンプってどれかっていうのは、分かり  
ますか。

はい、この図の左側のほうに原子炉建屋っていうのがありますが、その原子炉建屋の中心部に原子炉圧力容器を入れる格納容器があります。その左右に少し突き出て、小さいパイプなどで・・・耳のようになってる、それが再循環ポンプだということです。

ここに再循環ポンプって書いてある、その指示してあるとおりですね。

はい。

これは、要するに圧力容器の中から水を吸い出して、また水を元に戻すみたいな管に付いてるポンプということですね。

そうです。

この管の中に、圧力容器の中の水がぐるぐる回ってるって、こういうものなんです。

そうです。

このような原発の心臓部の事故について、金井さんは証言されたと、こういうことになるわけですか。

はい、そうです。

金井さんはその事故があった当時、どのような会社の立場だったっていうのは、覚えてますか。

はい。この原告団ニュース、誤解をしないようにしていただきたいんですが、これは志賀原発1号機、及び2号機のそれぞれの建設差止め、それから運転差止めを求める以前の金沢地裁での訴訟の原告団のニュースですので、現在の我々の原告団とか、現在、金沢地裁で行われてる訴訟の原告団とは違います。まず、それをお断りしておきます。その上で、この原告団ニュースは、縮刷版を私は確認したんですが、それによりますと、この証言をした当時の金井豊氏は、計画課長だったかな。だと思いますが、この再循環ポンプの事故のときには、トラブルのときには、志賀原発の技術課長だったというふうに報道さ

れております。

それがさっきの別紙24の記事の中に書いてあるんですね。

はい、そうです。

技術課長ということは、技術畑を歩いて来られてる人だったと、こういうことですね。

専門家でないとなれない肩書だと思います。

はい。

では、ちょっと話を変えますね。和田さんは株主として、株主総会に何度も出席されてますね。

はい。

その株主総会での体験について、これから聞きます。陳述書によると、1990年の3月に北陸電力の株主になったということですよ。

はい、そうです。

初めて株主総会に出たのは、いつでしたでしょうか。

1990年の6月の株主総会です。

株主になったその年の6月ですね。

はい、そうです。

株主総会に出て、初めて質問したのは、いつでしたでしょうか。

その1990年6月の株主総会が初めてです。

和田さん以外にも、その90年6月の株主総会で質問した人はいましたか。

はい、いました。

何人ぐらいいましたか。

当時この北陸電力の1990年の株主総会に入場した私たちの株主

は、7名でした。そのうちの四、五名は質問をしました。

ちなみに、1990年の前年、1989年の株主総会では、何か質問、質疑がなされたかどうかというのは、知っていますか。

知ってます。

どうだったんですか。

質問者がいなかったというのを、議事録で確認しました。

議事録、どうしてそれを見たんですか。

株主になって、それで1990年の株主総会の会社の議事録を閲覧申

請した際に、前年の分も申請して、交付を受けました。それを見た

ら、質問者なしということが書いてあったように記憶しております。

1999年6月の株主総会では、和田さんと、あと和田さんと一緒に株主になった方々の質問と、それ以外の方の質問っていうのはありましたか。

1990年ですね。

90年6月。

1990年のときには、私とあと数人の株主が質問しております。

それ以外の質問、和田さんの知らない人が質問したり、そういうことはなかったですか。

それはありました。

1990年の株主総会の前に事前質問書というのは、提出したでしょうか。

はい、提出しました。

株主総会の会場でも質問したんですかね。

はい、そうです。

質問するときは、どのような手続きで質問するんですか。

議長が質問なり発言の方はおられませんかというふうに聞きますの

で、それに対して、株主は挙手をします。

和田さんは挙手をされたんですか。

はい、挙手をしました。

和田さんが挙手をしたとき、どのような状態になりましたか。

驚きましたが、会場のあらゆるところから、やじと怒号が響き渡りま

した。

どんな内容のやじ、怒号でしたか。

これは事実として申し上げておきます。「馬鹿野郎。」、「引っ込め。」、「ただじゃすまんぞ。」、こんなやじと怒号が挙手をしただけで続きました。

挙手をした和田さんは議長に指名されて質問はできましたか。

はい。そんな中で議長が私を指名したので、私は議長の指示に従って、マイクのある発言席に進んで、そこで質問をしようと思いました。

自分の席からマイクまで進む間は、怒号、やじはどうでしたか。

ずっと続いてました。

質問している間はどうでしたか。

質問してる間も、ずっとやじと怒号が続いていました。

和田さんの質問は何分くらいしましたか。

当時は発言時間は5分間でしたが、5分近くしゃべったんじゃないかなと思いますが、ちょっと記録を残しておりませんので、でも、大体、それくらいの時間の発言をしております。

発言してる間のやじ、怒号はどうでしたか。

全くやみませんでした。

終わるまでやまなかったんですね。

そうです。

和田さんの質問が終わった後、会社側の回答があると思うんですけども、会社側の回答のときには、やじ、怒号はどうでしたか。

私が質問を終わって、席に戻って、それで議長の指名によって、取締役が回答するときには、静かになっておりました。

和田さん以外にも質問した方がおられたんですね。

はい、おりました。

和田さんと同じように原発を止めたいと思って株主になられた方も質問されましたか。

はい、そうです。

そのような方々が手を挙げたときは、怒号、やじはどうでしたか。

全く私と同じです。

怒号、やじが飛び交うわけですね。

そうです。

例えば今回、この訴訟の原告になってる川原登喜のさんっておられますね。

はい。

その方は、その90年の6月の株主総会に参加はされましたか。

はい、出席してます。

質問はされましたか。

質問しました。

川原さんも手を挙げられたんですね。

はい、そうです。

怒号、やじが飛んだんですか。

私の場合と全く同じでした。

ほかに女性の方で参加されて質問された方はいますか。

はい、います。

どなたですか。

和田美智子さんです。

今回の訴訟の原告の和田美智子さんですね。

はい、そうです。

和田美智子さんが手を挙げたときは、やじ、怒号はどうでしたか。

全く同じです。むしろ、私のとき以上に、やじと怒号がひどかったというふうに記憶しています。

和田さんのとき以上のひどさというのは、例えばどんなことがあったんですか。

川原さんのときもそうだったと思いますが、女性が挙手をして、質問しようとしたら、本当に私のときよりも一層ひどいやじでした。

内容的には、何がひどいですか。

聞き取りにくいくらいに、わあっと会場になるようなやじだったというふうに記憶しております。

今のは声の大きさとかっていう意味のひどさですね。

そうです。

内容のひどさは何かありましたか。

ひょっとしたら、女のくせにみたいなことがあったかもしれません。

そこまでは、もう聞き取りにくいくらいにひどいやじでした。

和田美智子さんは、そのようなやじを受けて、何かつらい目に遭われた、そういうことはなかったですか。

はい、ありました。

どんなことがありましたか。

和田美智子さんは普段からおとなしく話をして、そして・・・ごく普通に話をする女性ですし、体格も小さい人なのですが、その彼女に対して、本当にひどいやじが出て、和田美智子さんの質問が中断することが何度もあったように覚えております。

和田美智子さんの健康面に何か支障は出たことはなかったですか。

そのようなひどい場に今まで遭遇したこともなかったし、それこそ、真剣に原発のこと、そして、子どもたちに放射能の害を与えてはいけないという切実な思いで質問しようとしたのに対して、会場から余りにもひどいやじと怒号があったために、和田美智子さんはその後、20年近くにわたって株主総会に出るができなくなりました。これは

医師の診断を受けたわけではないですけど、私からすれば、いわゆるPTSD、心的外傷後ストレス障害ではないかなと、今も思っております。

株主総会の議長はやじと怒号を止めようとはしなかったんですか。

全く止めませんでした。

株主総会の議長っていうのは、どんな立場の人が担うんですか。

北陸電力の定款によって、株主総会の議長は会長が就任するということが規定されておりますので、当時から現在も、ごく一部の例外を除いて、会長が議長に就任しております。

株主総会の議長、そうすると、何代も入れ替わりで代わっていくんですね。

はい、そうです。

議長によって、株主総会の議事進行とか、質問株主への対応に違いって何かありましたか。

ありました。

和田さんたちのグループは北陸電力と共に脱原発をすすめる株主の会という会を作ったんですね。

はい。

その会以外の株主も、志賀原発の建設とか稼働とかに批判的な質問をするという方はおられますか。

おられました。

そういった和田さんたちのグループや、それ以外の批判的な態度を取る株主の質問を丁寧に取り上げた、そういう議長はいなかったんですか。

おられました。

どういふ方ですかね。

谷正雄さんという方です。

その方は、いつからいつまで議長をされてましたか。

1994年に会長に就任して、1999年の3月に亡くなられるまで、会長をしておりましたので、95年から98年までの株主総会で議長をしておられます。

その谷正雄さんの議事進行は、今の金井豊さん議長よりも議事進行は丁寧でしたか。

比べものにならないくらい丁寧でした。

金井さんの前は久和さんという方が議長されてましたけれども、久和さんの議事進行と比べてはどうですか。

全く掛け離れてました。

掛け離れて丁寧だったってことで、良かったってことですか。

谷さんのほうがはるかに丁寧でした。

どういうところが丁寧でしたか。

経過を申し上げますと、先ほど1990年に株主総会に入ったときには、もうやじと怒号で、しかも、そのやじと怒号を議長が全く止めなかったということを申し上げました。その状態が何年か続いたものですから、私は自分の質問の最後に、このような状態の株主総会では、株主としての当時は商法ですが、現在で言えば会社法ですが、法律で保障された株主の質問権が妨害されている。そして、これを議長が全く放置してる状態であるので、これは放置することができないと。このままの状態が続くのであれば、株主総会決議無効の訴えを起こすことも検討せざるを得ないという発言をしました。

それで、怒号ややじは、その後どうなったんですか。

その翌年からやじと怒号がぴったりと止まりました。

谷正雄さんの頃は、やじ、怒号はありましたか。

記録を正確にまだ残してないので、若干の違いはあるかもしれませんが、谷正雄会長が議長に就任した頃から静かになったように思っ

おります。

その静かになった谷正雄さんの議事進行は、金井さんとか久和さんよりも比べものにならないくらい丁寧だったという話でしょう。

はい、そうです。

どういうところが丁寧だったんですか。

株主総会には、私とか、いわゆる株主の会の会員だけではなくて、志賀原発の建設されている地元の志賀町とか当時の富来町の町民の人たちも、株主総会に参加して、それで発言をしてました。その地元の人たちの質問に対して、本当に丁寧な対応をしたというふうに記憶しています。

具体的に言うと、どういうところが丁寧だったんですか。

当然、地元の漁師さんとか、畑をしてる人とか、そういう人たちがとつとつと質問するわけですが、それに対して、会社側の取締役の側がそれなりに回答した。そのときに谷正雄議長は、丸々さん、これによるしゅうございましたか。最後にこのように付け加えたということ

を、しっかりと記憶しています。

例えば金井さんとか久和さんは、そういった付け加え、これでよかったですかっていうような問い掛けってしないものなんですか。

全くありません。

地元の人には具体的に言うと、どういった質問を当時はしてたんですか。

ちょうど建設が始まった当時ですので、様々なことがあったと思いますが、例えば、私の今、記憶してるのでは、自分が作っている田んぼにガラスがまかれとった。とっても危険なことなんですけど、そういうことだとか、それから漁業権を行使するっていうときに、様々な妨害があったとか。あるいは、中には、送電線の音が騒がしいというふうな質問もあったと思います。

そういった質問に対して、議長は丁寧に対応されてたんですね。

はい、そうです。

和田さんも、この谷正雄さんが議長のときに質問はされましたか。

何回もしております。

和田さんの質問に対して、谷さんはどういう態度でしたか。

ひたすら丁寧でした。

どのような丁寧さですか。

まずは、私が質問するときに、複数の人が手を挙げたときにも、必ず私にも指名をしてたと。何人かの人と一緒に挙げて、質問をする人を残すようなことはしなかったというふうに覚えております。

脱原発をすすめる株主の会の和田さん以外の株主の方も、谷さんの下で発言、質問をしたんですかね。

はい、そうです。

そのような方々の質問に対しては、谷さんはどうでしたか。

ほかにも地元から来てる人もいましたし、志賀町の地元でなくって、金沢とか富山から来てる株主の会の会員ではない人たちの発言もありましたけど、それに対しても、丁寧に対応してたと思います。

谷さんが丁寧な対応をしたと言いますが、それ以外の方が議長だったときと比べて、例えば株主総会が長引いたとか、そういうことはなかったですか。

それはありませんでした。

時間はどのくらいで終わってましたか。

正確に覚えてるのは、確か1990年は1時間40分ほどだったと思いますが、その後も大体1時間40分から50分程度だったと思います。

丁寧に対応しても、長引くということはなかったんですね。

はい、そうです。

次に、少しまた話を変えますね。被告らのこれまでの主張の中で、原発の再稼働というのが株主の圧倒的多数の支持を受けてるんだと、被告らがこういうふうにおっしゃってますよね。

はい。

そのことについて、じゃあ、その圧倒的多数の支持を受ける前提となる情報が、どこまで提供されてたのかということを、これから聞いていきますね。

はい。

甲第235号証の1ページ最終行。甲第235号証の1ページ最後ですね。

■第235号証を示す

これは、2011年に福島第一原発の事故が起きた直後の株主総会の内容を、和田さんが報告したものです。

はい、そうです。

これについて、2ページの7行目。ここで堀副社長が「福島原発事故は津波が主な原因だ。」と回答したんですね。

はい、そうです。

その上、若宮常務は⑨のところで「津波が来ても、確実に志賀原発では防げるんだ。」と、こういう発言をしたんですね。

はい、そうです。

福島第一原発事故の原因とか推移を、いろんなところが調査をしましたよね。

はい。

国会事故調とか政府事故調とか、それらの事故調査委員会が、この福島第一原発事故の原因が何だったのかみたいな報告書を出したのって、いつ頃だったか覚えてますか。

はい、2012年頃だったと思います。

2012年頃に立て続けに幾つも出てますよね。

はい。

この株主総会があった2011年の6月頃というのは、そういう報告書は出ていない頃ですね。

出てません。

そうすると、福島第一原発事故の原因については、はっきりしない段階だったということになりますかね。

はっきりしない段階でしたが、そのときに、例えば、今、回答した中の若宮真自さんというのが、志賀原発の所長を経験した人ですので、ちゃんと分かってるはずの人ですが、このような回答をしました。

次に甲235号証、今の2ページ。もう一度、2ページですね。2ページの下のほうに、多名賀さん、今回の原告で、亡くなってしまいましたけど、多名賀さんの質問がありますね。

はい。

ここの多名賀さんの質問に、㊦と㊧とあって、㊧のほうですね。

はい。

原子力についての御理解のため、今後どれくらい金を使うのかって、こういう質問をされたってということなんですか。

はい、そうです。

これ、どういう意味なんですか。今後どれくらい何のための金を使うかという趣旨の質問なんでしょうか。

これは様々な対策費を、どれくらい使うつもりなのかということの質問を、この多名賀哲也株主が質問したというふうに記憶してます。

対策費というのは、原発再稼働のための費用ということですか。

そうです。

それについて、会社側は金額については、何か回答したんでしょうか。

何も回答してません。

金額のめどは回答したんでしょうか。

何も回答してません。

こういった回答しないことに対して、いやいや、答えてませんよって言って再質問というのは、株主には認められてるんですか。

株主総会では、再質問は認められていません。

再質問したくても、そこは追及しきれていないんですね。

そうです。

そのときに、株主総会で追及しきれてない状態で、決議がされたと、こういう話ですね。

はい、そうです。

次に甲235号証の15ページ。15ページの(6)の②のところに、林秀樹さんの質問がありますね。

はい。

これも原告の林さんですよ。

はい、そうです。

この林さんの質問について、ちょっと聞きます。林さんは⑦のところで、2号機は投資に見合った利益を回収できないのではないかと、こう質問してるんですね。

はい、そうです。

これについて、回答は、その下の株主総会議事録の四角で囲ったところの4行目かな。4行目の終わりぐらい。志賀原子力発電所1、2号機が稼働すれば、安定した経営ができると考えてると、こういう回答がなされたってますね。

はい。

そうすると、林さんは、投資に見合った利益を回収できるかどうかという

ことを聞いてるんですよ。

はい、そうです。

結局、回収できるかどうかは、回答はされたんでしょうか。

これでは、回答になりません。

2号機が稼働する時期、いつ頃2号機は稼働できますよみたいな時期のめどについて、このとき、2016年の総会では、何か回答はありましたか。

回答はありません。

2号機の適合性申請が終了するめど、いつ頃、合格しますよみたいな、そういうめどについて、何か言っていましたか。

いや、そんなめども言ってません。

2号機の適合性申請が、今もやってますが、それがいつ終わるかみたいな、そういうめどが立ってるか立ってないかみたいな発言を、最近、被告らがしてるようなんですけど、それは覚えてますか。

今年5月の金沢地裁での志賀原発差止め訴訟の弁論の中で確か、被告、北陸電力の側が、志賀原発2号機の新規制基準に係る適合性審査の審査が終了するめどは立っていないということを、発言したように記憶しています。

今年の段階でそういう発言をされてるんですね。

はい、そうです。

2016年だと当然、めどは立ってないということですね。

そうです。

ちなみに、今年の5月にそういうめどが立ってないという発言があって、今年の6月も株主総会ありましたよね。

はい。

今年の株主総会では、いやいや、めどは実は立ってないんですよっていう説明ってありましたか。

そういう説明ありません。

では、1号機のことを聞きますね。この2016年の段階で、1号機は適合性審査の申請していませんよね。

してません。

今もしてませんよね。

現在もしてません。

2016年の段階で、1号機は、いつ頃、申請しますよという説明ってありましたか。

全くありません。

今年の株主総会までの間でいつ頃、申請しますという説明ってありますか。

そういう1号機の申請についての説明も一切ありません。

そうすると、1号機が再稼働する時期のめども立ってないということですよね。

そうです。

そうすると、さっきの回答、この囲みの回答ね。4行目。1、2号機が稼働すれば安定した経営ができると考えてる。1号機、いつ稼働するか分からないんですよね。

はい。

そういう回答をされたってということなんですか。

当時の金井豊氏は、このように回答しました。

あとは、回収するためには、安定して原発をずっと動かせる必要があると思うんですけども、志賀原発っていうのは、これまで安定して稼働はしていましたか。

志賀原発が全国で一番稼働率が低い原発であるっていうことが、これは公知の事実です。

それは、和田さんの陳述書にも書いてありましたけども、大体、稼働率が何

パーセントぐらいだったんでしょうか。

志賀原発の場合には、それぞれの原発が運転開始から、ただ今から申し上げる資料っていうのは、2012年度実績の原子力安全基盤機構が作成した全国の発電所別の資料に基づきますが、志賀原発は50.8パーセントの稼働率であったと。

2号機単体の稼働率っていうのも出てますかね。

はい。プラント別の、プラント別っていうのは、例えば志賀1号機、2号機というものですけど、全国のプラント別の稼働率で言ったら、設備利用率とも言いますが、これは30パーセント程度で全国で最下位の稼働率です。

じゃあ、2016年の回答に戻りますけど、これ、稼働すれば安定した経営ができるっていう回答になってるんですけど、これ、志賀原発をそもそも何パーセントの稼働率でやればっていう、その何パーセントの稼働率っていうのは、回答はあったんでしょうか。

回答は全くありません。

今後、稼働した場合に、稼働率はどのくらいになるよっていう予想みたいなものを、2016年のこのときには聞いてますか。

私らは、この2016年当時とか、あるいはそれ以降にも、再三にわたって、志賀原発を再稼働したいと言ってるのであれば、一体その志賀原発の稼働率は何パーセントになるということを想定してるのかという質問を、株主総会で何度も質問してますが、全く答えてません。これまで回答ないんですね。

はい。

過去に稼働率が悪かったことについて、原因はこうですよっていう説明って、2016年の総会ではありますか。

これまでの株主総会でも、この北陸電力の志賀原発が全国で最下位の

稼働率だっということの原因について、明確な説明はありません。  
どうしたら稼働率が上がるかっていう説明は、そうすると当然ないっていう  
ことですね。

そうです。

では、質問に戻りますと、林さんは投資に見合った利益を回収できないので  
ないかと質問してますね。投資のことをちょっと聞きますね。

はい。

2号機の再稼働の準備のための過去の投資額、このくらい投資してきました  
た。何千億とか何百億とか、これだけ投資しましたよっていうことを、株主  
総会、2016年の株主総会で金額の説明ってありましたか。

金額の説明は、1000億円台の後半という説明しかなかったと記憶  
してます。

1000億円台後半っていうのは、いつ頃からそういう説明はされたんでし  
ょうか。

2013年、4年頃は、1200億円みたいなことも言ったような記  
憶もあるんですけど、ちょっと正確ではありませんが、その後は現在  
に至るまで、1000億円台の後半のその安全対策工事費だという回  
答しかしません。

では、いわゆる、テロ対策施設の費用、特定重大事故等対象施設って言うん  
ですかね。その建設費用について、株主総会で幾らになりますっていう説  
明は受けたことはありますか。

これについても、株主から、一体、幾らかかる見込みなのかという、  
いわゆる見込み額の質問をしたんですが、それに対しても、全く回答  
がありません。

再稼働するまでの、稼働してないけども原発を維持しなきゃいけない費用が  
かかるわけですね。

はい。

それが毎年、幾らぐらいかっているのは聞いてますか。

これは、年間で400億円から500億円のいわゆる維持費がかかる  
ということ聞いてます。

400億円から500億円、毎年かかるってということについて、株主総会で  
そういう説明は聞いたことありますか。

ちょっと正確な、どの年度でどう答えたかっているのは、今、記憶に  
はないんだけど、そういう答え方をしたことはあると思います。ただ  
し、では、これまで2012年から現在までの一体、幾ら維持費がか  
かったのかという質問ですね。これについては、全く答えがありません。

では、志賀原発を、現在まだ稼働してませんが、事故も起こしてませんが  
ど、今から廃炉にするときの費用、幾らかかるかっているのは、聞いたこと  
はありますか。

聞いたことあります。

幾らという話でしょうか。

これは一部だけ聞いたかな。2019年の株主総会の際に、廃炉費用  
の見込額が1200億円だという回答をしたことがあったと思いま  
す。

乙206号証の9を示します。

第206号証を示す

9の4ページ。真ん中辺りに、次にの段落がありますね。次にで始まる段落  
ね。これの3行目。現時点での廃炉費用の総見積り額は、志賀原子力発電所  
1、2号機合計で1271億円でありという回答があったということですね。

はい、そうです。

このようなことを、和田さんは聞かれているわけですね。

はい。

能登半島地震の調査のことについて、聞きますね。

第230号証を示す

これは和田さんが作られた報告書ですね。

はい、そうです。

和田さんが能登半島の海岸の隆起の高さを調べた、こういうものですね。

そうです。

1ページの下のほうに表がありまして、⑤の表、鹿磯漁港。ここが3メートル80センチの隆起の高さだと。これが調査結果ですね。

はい、そうです。

2ページの丸7、深見漁港。深見漁港が高さが5メートル20センチ。こういう調査結果が出たということですね。

はい、そうです。

鹿磯漁港の3.8メートルっていうのは、この天井の高さと比べると、どのくらいになるかっていうのは分かりますか。

ちょっと見当、付きにくいんですが。

そしたら、この高さを示すために棒を使って高さを測りたいんですが、物を利用した尋問許可を願います。

裁判長矢口俊哉

それにつきましては、事前に相談いただいておりますので、こちらで検討しましたけれども、棒を使ってっていうのは、やはり危険ですので、許可できないというふうに考えております。

原告代理人坂本

その裁判所の決定については、ちょっと異議がありますので、もう一度、再考していただきたいと思います。高さを示すことが、とても重要な尋問にな

ると思いますんで。

裁判長矢口俊哉

先ほどの理由以外にも、高さを示すことは別に、高さ自体はこの報告書に出ておりますので、それをこの場で示さなくてはいけないという必要性が必ずしもないと思いますし、危険については、先ほど申し上げたとおりですの  
で、異議は分かりましたけれども、結論としては、変わらないと考えております。

原告代理人坂本

それでは、棒ではなくて、危険性のないこのメジャーを使って、高さを測ることの許可をお願いします。

裁判長矢口俊哉

メジャーを出すこと自体は理解しますけれども、上に上げることは、やはり危険ですので、やるとすれば、横でやっていただければと思います。

原告代理人坂本

それについても、異議があります。メジャーは、このぺらぺらの物は、倒れても全然、危険性はないと思いますが。

裁判長矢口俊哉

繰り返しになりますけれども、そもそも、それをここで実演することの必要性がないと考えておりますので。それプラス、先ほど言いましたように、危険はあると思うので、横向きでしたら許可してもいいかなというふうに考えております。一応、これも、こちらでこの検討した結果です。

原告代理人坂本

分かりました。

原告代理人水谷

裁判長、理由、二つなのか一つなのか、危険性と必要性、二つがあって却下ということであれば、その旨、きちんと調書に書いてもらって、かつ、原告

側は異議を出したと、そう調書にとどめてください。

裁判長矢口俊哉

はい、分かりました。

原告代理人坂本

それでは、メジャーを横に使って、少し尋問したいと思います。3. 8メートルじゃなくて、5. 2メートルのほうを示したいと思います。あちらの端っこにちょっと付けてもらえますか。5メートル20、このくらいまで行きますんで、この高さと比べると、恐らく横のほうが長いんじゃないかと思うんですね。

原告代理人坂本

はい。そうすると、この天井よりも高い位置に5メートル20が上がったと、こういうことになると思います。原発敷地の傾きの基準の話、聞こうと思いましたが、今回、報告書を出してますんで、時間もないので、ちょっと飛ばしますね。最後に、株主として、この原発再稼働に反対している理由など、そこら辺を聞きたいと思います。この裁判を提訴した、原告になったきっかけは何だったんですか。

直接のきっかけは、訴状にも述べてありますが、2018年の北陸電力株主総会における、石黒伸彦副社長の暴言とも言える回答を放置することは、会社にとっても決してプラスにならないというふうに考えて、このような間違った会社の姿勢を改めるべきだという思いで、この裁判を提訴するふうになりました。

石黒副社長は、和田さんが言う暴言というのは、どんなことをおっしゃったんですか。

彼は志賀原発所長代理から取締役になった人間なんですが、株主の一人が、しかも、福島原発の事故の被害によって、北陸に避難しているというふうに自分でおっしゃった株主が、志賀原発でも事故が起きた

ら作業員の被ばくが心配であるという質問をしました。

それに対して、石黒伸彦副社長は「別に無尽蔵ではないけど。」というふうに最初に言った上で、基準に基づきますとみたいな回答をしました。それが1点目です。もう一つは、清水哲男株主が質問しましたが、志賀原発はもう運転が始まってから20年以上経過してて、その時点で40年が寿命でしたので、もうそろそろ廃炉の日程も考えるべきではないかというふうに質問しました。それに対して、石黒伸彦副社長は、申し上げておきますが、これは議長の指名に基づいて石黒伸彦副社長が、「300年、500年運転するわけではないんですが。」と最初に前置きをしました。これに対しては、この株主総会の参加している株主の何人かの方が、「ちょっとそれはひどないか。」という声が出ました。そしたら、慌てて「今でしたら40年です。」と、こういう回答をしました。そこで私は議長に対して、これが会社の正式な見解として収れんしていいのか。これに基づいて採決を行っていいのか、こういう質問をしたいので、質問を認めてくれと、挙手をしました。ところが、当時の久和議長は、それを拒否をしまして、そして、議案の採決に移ろうとしました。そこでやむなく私は「議長の不信任動議を提出します。」と言って、挙手をしたにもかかわらず、議長はそれを拒否して、採決を続けようとしてました。私が繰り返して「議長不信任動議を提出します。」というふうに言ったところ、「これ以上、あなたが発言するならば退場させます。」と言って、どうかつをして私を黙らせたという経過がありました。

そういう経過を受けて、和田さんはどういう決意で原告になろうと思ったんですか。

株主が真剣に考えて、株主が自分の利益ではなくて、従業員の健康だとか、あるいは会社の経営のことを考えて、今のような質問したにも

かかわらず、余りにも常識外れの回答をして、それに対して、意見を述べようとした株主を実力を持って黙らせようとしたという、こういう議長の行為と両方をこのまま放置していたら、北陸電力は必ず間違った経営方針によって、最終的には会社の経営を危うくするだろうと判断しました。

分かりました。提訴の後、原告が3人亡くなりましたね。

はい。

その3人のことを最後に聞きます。多名賀さんは、最後どのような状態で、どんな思いでおられたか、和田さんに伝わってますか。

はい。多名賀哲也株主は2019年の提訴の時点で、既にながが進行してました。でも、彼はこの法廷に出続けました。そして、その記録を自らが年4回発行している命のネット通信で発行し続けましたが、昨年2024年の3月末をもって、これ以上そういう編集ができないということで、その命のネット通信の編集作業、終わりました。その後、長期入院になってしまったんですが、9月12日に私が病院へ面会に行って、昨年の9月30日に予定していた株主たちの差止め訴訟の口頭弁論の案内文を、私は多名賀さんに見せました。そしたら、もう痩せ細って、食べることもほとんどできなくなっていた、点滴だけで何とか命をつないでいた多名賀さんですが、その痩せ細った手を振り上げて、私が持っていた裁判の案内文の日付のところをポンポンとたたいて、「わーちゃん、出たい。」、こういう言葉を何度も繰り返しました。この裁判に彼は最後まで出たかったんです。残念ながら、その翌日に多名賀哲也さんは亡くなりましたけど、最後までこの志賀原発の株主の差止め訴訟に人生を懸けた多名賀哲也さんの思いを、私はしっかりと受け取ったつもりです。

小嵐さんはどうですか。

小嵐さんは、2019年の提訴直後にがんが見つかりました。しかも、かなり進行が早いがんでした。10月には、入院が続いてしまったんですが、そこで私は急きょ小嵐さんに原告の意見陳述をお願いしました。そしたら、病室で陳述書を書き上げてくれました。意見陳述を行った12月には、ひょっとしたら、体調不良で出れないかもしれないと思っと思ったんですが、当日はお連れ合いさんに支えられて、裁判所まで来て、意見陳述を行いました。陳述の最後で、「私はもうがんと戦ってる。」と。「自分の命を懸けて戦ってるけど、決して訴権の濫用ではない。」というふうに言葉を振るわせながら言われたことを覚えてます。そして、2020年の4月の初めに、私の手元に小嵐さんから手紙が届きました。それは2020年の株主総会に向けて、株主提案権に参加するという委任状とか、関係書類を全てそろえて自筆で署名、なつ印をした委任状を、私のところに郵便で送ってきましたが、その1週間後の2020年4月11日に小嵐喜知雄さんは亡くなりました。最後の最後まで、志賀原発を何としても止めたいという強い思いを、私はしっかりと胸に刻んでおります。

滝口さんはどうでしたか。

滝口さんは、志賀原発から直線距離で15キロほどの石川県の羽咋市に住んでいる原告でした。滝口さんは原告意見陳述の中で志賀原発のすぐ横にある小屋から毎月、定例的に返信はがきを付けた風船を飛ばして、それがどこへ飛んでいくのかということ、追跡調査をしていることをずっと続けてきた方です。ところが、意見陳述が終わった後で、がんが見つかりました。そして、残念なことに亡くなったわけですが、亡くなる3か月前まで、その原発のすぐ横の小屋から、定例的に風船を飛ばす調査を、本当に地道にこつこつと続けておられました。本当に丁寧な真面目な方でしたが、そういう思いを私もしっかり

と受け継ぎたいと思いますし、この訴訟については、お連れ合いの方が滝口保さんの意を継いで、原告に加わりました。

今の3人の思いを和田さんが受け止めて、この裁判に対する思い、裁判官に対して、どんなようなことを伝えたいですか。

亡くなってしまった3人は、もうこの法廷に出ることはできないかもしれないけど、私の思いの中では、今でも私のすぐそばに生き続けていると思っています。そして、この裁判を見守ってくれていると思います。同時に私は、この裁判は単に株主が自分の利益のために行っている裁判ではない。ただ単に株を売ってしまえば、それで終わりですよなんだという、そういうことではなくって、北陸電力が正しい経営に立ち戻る、そして、危険な原発に頼るのではなくって、本来、北陸電力が持っていた水力などを中心とした再生可能エネルギーを中心とした、健全な経営に立ち戻る必要があると、こういうことを実現するための裁判でもあると思っています。同時に、志賀原発を仮に再稼働すれば、陳述書でも書きましたけど、今、能登半島は地震が続いています。昨年の11月26日には、志賀原発から西20キロにある羽咋沖西断層周辺で、去年の1月1日の能登半島地震に次ぐ大きさのマグニチュード6.6の地震が発生しました。それを受けて、政府の地震調査委員会は、能登半島周辺の地震活動は今後も続く。そして、今後、更に、この羽咋から輪島の門前町にかけての海域で、今後30年間に大きな地震が発生する確率が12パーセントから14パーセントもある。ごく最近ですが、こういう発表をしております。そういうふうにして、地震が起きる危険性が極めて高い場所で、志賀原発を再稼働させるってことは、これは大事故につながる危険性が極めて高いというふうに思います。もしも志賀原発で大事故が起きて、放射性物質が大量に環境に放出されるような事態になってしまったら、これは私たち

の株価がどうかという問題ではなくって、富山湾が、あるいは立山連峰が、そして、北陸のこの豊かな自然が放射能で汚染されてしまって、それだけではなくて、子供たちも含めた将来の子供たち、孫たちにまで、この放射能を撒き散らした状態を続けてしまうことになる。これは、私は株主として、そして、人間として、絶対に認めることはできないと思います。この株主差止め訴訟は、それを未然に防ぐことのできる、極めて大切な機会であり、訴訟であると思っております。ですから、裁判所におかれては、私たちの真意をぜひくみ取っていただいて。しかも、現在も地震活動が続いて、危険な志賀原発は差止めを行うと、こういうことのできるような判決をぜひ下していただきたいと思いますし、私はその判決を亡くなった3人に手向けたいと思っております。

(一時休廷)

補助参加人代理人江口

被告代理人と補助参加人で協議しましたがけれども、今回は反対尋問は不要であるという意見になりましたので。

裁判長矢口俊哉

そうですか。

補助参加人代理人江口

はい。

裁判長矢口俊哉

分かりました。

裁判官相島

和田さんが以前、1990年くらいに金沢地裁で裁判をやったという話をされましたよね。

はい。

そのときの訴訟っていうのは、被告が北陸電力で志賀原発1号機の運転の差止めと設置の差止めという、そういう訴訟だったんですかね。

1988年の12月に提訴したのが、志賀原発1号機の建設差止め、それから、1993年に運転が始まりましたので、変更して運転差止めという訴訟になりました。その後、2号機についても、先ほど申し上げましたとおり、1999年の8月31日に建設差止めの提訴をして、その後、運転の差止めというふうに切り替えたりしております。

そのときの被告は北陸電力のままですかね。

被告は北陸電力で、原告は、いわゆる、住民訴訟です。

いわゆる住民訴訟というのは。

会社法に基づく訴訟ではなくって、通常の民事差止めの訴訟です。

人格権に基づく差止めっていうことですかね。

はい、そうです。

以上